

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成 30年 6月 11日

秋田県知事 殿

提出者

住所 秋田県大仙市大曲通町8番65号

氏名 大曲厚生医療センター 院長 三浦 雅人

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0187-63-2111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大曲厚生医療センター
事業場の所在地	秋田県大仙市大曲通町8番65号
計画期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	医療・福祉
② 事業の規模	437床
③ 従業員数	721名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	使用済注射器や血液の付着したガーゼ等⇒専用容器⇒処理委託

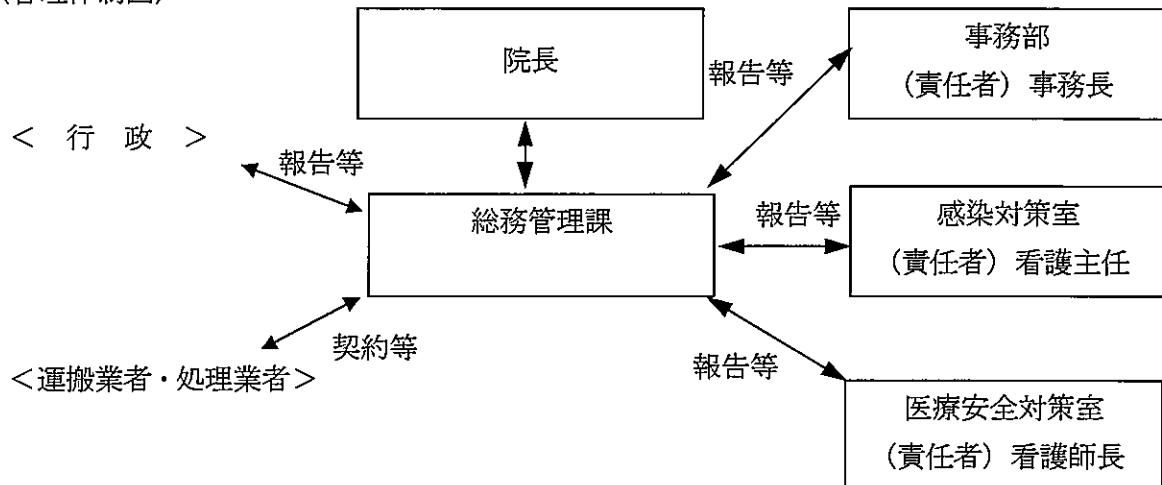
(日本工業規格 A列4番)



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（平成29年度）実績】	
① 現状		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
		排 出 量	122.090 t t
(これまでに実施した取組) 分別の徹底			
② 計画		【目標】	
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
		排 出 量	110 t t
(今後実施する予定の取組) 医療安全、感染対策の観点からディスポーザブル製品への切り替えが行われ、年々、感染性廃棄物の排出量が増加し、削減に苦慮している。 今後も院内感染対策チーム（I C T）の定期巡回と部署への指導を強化し、更なる分別の徹底図り排出量削減へとつなげる。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ol style="list-style-type: none"> <li>マニュアルに分別表を掲載</li> <li>各部署の廃棄物容器の蓋に分別する廃棄物の写真を掲示</li> <li>I C T巡回（1回/週）にて現状を確認し、不適切な取扱いがある部署には指導を行う。</li> </ol>
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>上記3を継続し、より安全性を高める為、更なる分別の強化を実施する。</li> <li>廃棄物に関する研修会等を実施し、職員教育を徹底する。</li> </ul>

## (第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
② 計画	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
② 計画	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
	【目標】		
② 計画	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t	
	(今後実施する予定の取組) 予定なし。		

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 予定していない。		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（平成29度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	122.090 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 現在取引のある業者は、未だ優良認定の指定を受けてはいないが、企業として秋田県での優良認定を目指しており努力しているとの事で、今後優良認定の申請をすることであった。実績があり、信頼のおける業者との契約を締結し、廃棄物の適正な処理を行うようにしている。			

【目標】			
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	110 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>これまでの取組を継続するとともに、巡回をしながら感染性廃棄物の減量に関するアドバイスをし、また、他病院や他取引先の取組み等を教えてもらいながら、今後も適正な処理が継続できるよう努力していきたい。</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。